

日帰り旅行も対象
になりました!

田辺市団体旅行特別誘致促進事業費 補助金交付申請について

コロナ対策
特別枠

補助対象（期間等）

令和2年8月5日～令和3年2月28日の間に、貸切バス旅行連絡会が策定する「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づき感染症拡大防止に努めたいえ、下記条件を満たす旅行を催行いただける旅行者等に対して助成を行います。

補助額

平常時は、バス1台につき20名以上の市内宿泊を伴う団体旅行に対し1台30,000円を補助しています。

宿泊 宿泊を伴う旅行において、バス1台につき10名以上で田辺市内に宿泊する場合
バス1台につき **50,000円**（最大3台150,000円まで）を補助します。

日帰り 宿泊を伴わない（日帰り）旅行において、バス1台につき10名以上で、田辺市内で昼食かつ購買施設を利用する場合
バス1台につき **20,000円**（最大3台60,000円まで）を補助します。

※期間中においても、補助金交付見込み額が予算額に達した場合は、それ以降の補助は行いません。（先着受付順）
※田辺市団体旅行誘致事業費補助金、田辺市スポーツ合宿等誘致事業費補助金との併用はできません。
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、補助金を交付できない期間を設ける場合がありますので、事前にご確認ください。

補助金交付までの事務的な流れ

申請者

補助金交付申請書(様式第1号)を田辺市観光振興課(以下「観光振興課」という。)へ提出(申請)

添付書類 ・旅行行程が記載されている書類(パンフ、募集チラシ可) ・誓約書

【要綱・交付申請】 田辺市観光振興課HPよりダウンロードしてください。
<http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/shienjigyoku2.html>

観光振興課

申請を受け内容を審査し、適当と認めるとき
交付決定通知書(様式第2号)により旅行者等へ通知

交付決定を受け団体旅行を実施

申請者

実績報告書兼交付請求書(様式第5号)を観光振興課へ提出

添付書類 ・参加者の宿泊又は昼食に係る**領収書**の写し(請求書や旅行券は不可)
・必要に応じて、**バス複数台証明書(様式第6号)**
・旅行行程が記載されている書類(パンフ、募集チラシ可)

観光振興課

実績報告書兼交付請求書の内容を審査し、適当と認めるとき
額の確定を通知(様式第7号)するとともに、補助金を交付

お問合せ先 **田辺市観光振興課**

[所在地: 〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地]

TEL: 0739-26-9929 FAX: 0739-22-9903

Mail: kankou@city.tanabe.lg.jp HP: <http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/index.html>

